

様式第 1（第 2 条第 1 項関係）（平25総省令 9・全改、令元総省令19・一部改正）

第 1 表

電気通信役務契約等状況報告				
契約数				
年 月 日現在				
サービスの種類 加入電話及び総合デジタル通信サービス				
事業者名				
サービスの種類及びインターフェースの種別	区 分			合 計
	事務用	住宅用	区分なし	

- 注 1 加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに記載すること。
- 2 総合デジタル通信サービスについて記載する場合には、インターフェースの種別ごとに記載すること。
- 3 契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。なお、当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。
- 4 記載する「サービスの種類及びインターフェースの種別」の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

第 2 表

電気通信役務契約等状況報告						
都道府県別単位料金区域別契約数						
年 3 月 31 日現在						
サービスの種類						
(総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別)						
事業者名						
都道府県	単位料金区域	区 分				合 計
		事務用	住宅用	区分なし	小 計	

合 計						
参 考 事 項						

- 注1 加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに別業とすること。
- 2 総合デジタル通信サービスについて記載する場合には、インターフェースの種別ごとに別業とすること。
- 3 契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、単位料金区域ごとに「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。
- 4 番号ポータビリティ機能（接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条の表2の項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用してサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該機能を利用した契約数を記載すること。
- 5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格 X0401に規定する都道府県コード（以下「都道府県コード」という。）の番号の順序によること。
- 7 記載する都道府県及び単位料金区域の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。